# 資料3

第2次草津市 協働のまちづくり 推進計画(案) 【概要版】

草津市 令和2年 月

### 1 計画策定の趣旨

従来、公共的な活動・サービスは、その多くを行政が担ってきました。しかしながら、近年の少子高齢化の進行や人々のライフスタイルの変化、価値観の多様化等により、地域の課題も複雑・多様化し、行政が単独で解決することが困難となってきています。

一方、従来から各学区での地域活動やNPO・ボランティア団体による市民公益活動が盛んに行われており、これまで行政が対応しにくかった公共的な役割を担うことも多くなってきています。

本市では、こうした状況を踏まえ、平成27年3月に、平成27年4月から令和2年3月を計画期間とする「草津市協働のまちづくり推進計画」(以下「前計画」という。)を策定し、様々なまちづくり、市民公益活動の展開により、市民と行政がそれぞれの役割と責任を分担し、相互に連携・協力してまちづくりを進める協働型社会を目指してきました。

この度、前計画期間の満了に伴い、これまでの協働の理念を引き継ぎつつ、これまでの取組の成果や課題を踏まえ、より一層市民活動の活性化と協働の推進を図るために、「第2次草津市協働のまちづくり推進計画」(以下「第2次計画」という。)を策定します。

今回の計画の策定にあたっては、令和元年度に草津市協働のまちづくり・市民参加推進評価委員会を5回、課題共有型地域円卓会議を1回、LIVE市民フォーラムを2回開催し、協働のまちづくりを進めるときの各主体の課題を共有しながら、実効性のある計画の策定を目指しました。

### 2 計画の位置づけ

本市の市政運営の基本原則を定めた「草津市自治体基本条例」では、市がまちづくりに取り組むときは、市民との協働を基本とすることを定めています。草津市協働のまちづくり推進計画は、本市の最上位計画である「草津市総合計画」に掲げる協働のまちづくりの基盤強化の考えのもと、平成26年7月に制定した「草津市協働のまちづくり条例」に基づき、策定しています。

第2次計画では前計画同様、他の関連計画と整合性を保ちながら、協働によるまちづくりを一体的に推進することを基本とし、協働によるまちづくりの主体として、市民、まちづくり協議会、基礎的コミュニティ、市民公益活動団体、教育機関、中間支援組織、市の7つの主体(以下「各主体」という。)を定め、それぞれの役割を示し、各主体が自主的に協働によるまちづくりを進めることで、住みよいまちの実現を目的にしています。

なお、第2次計画では、総合計画をはじめ各種分野別の計画は、多様な主体の協働によって実現するものであると考えることから、各主体の意識の転換等、質的な変化を促すことも考慮しまとめました。

#### 3 計画の期間

計画期間は令和2年度から令和6年度までの5年間としますが、策定後の社会情勢の変化や事業の進捗状況等により、適宜見直しを行います。

### 4 まちづくりの展開

前計画では、協働のまちづくりの推進のため、行政主体の環境整備や助成事業等の支援体制の強化を進めてきました。協働のまちづくりの現状も踏まえ、協働によるまちづくりのために、これからも市民一人ひとりがまちづくりの担い手として、地域や世代を超え互いに力を合わせて行動し続けることが大切です。そのために、第2次計画では、前計画の理念を引き継ぎつつ、新たに「学ぶ」「見える」「つながる」を中心に置き、協働のまちづくりを展開していきます。

## ポイント① 学び

地域課題を解決するための協働のまちづくりには多くの知恵が必要です。生活の中で困ったことがあれば、個人で解決できるのか、周囲に協力してもらうのかを考え、行動に移すことが大切です。そのため、一人ひとりの学びも大切になります。学びには、自分で自分の事を表現し、選択し、行動できる力をつけるための学びをはじめ、自己研鑽の学び、趣味の学び等様々あります。それぞれの学びが地域のために役立ったり、学びを通じた多様な人々の知恵が集まり、人や地域とのつながりが生まれることが期待されます。

## ポイント② 見える

協働のまちづくりを推進する上では、地域にある課題を可視化するだけでなく、課題解決につながる行政等の取組・施策も見えやすくすることによって、似た悩みを持った人と解決できるアイデアを持っている人、いろんな場面で関われる人等の多様なつながりが生まれやすくなります。

どんな活動をしているのかを見えるようにすることで、共通の思いを持ったもの同士はつながり、「自分もやりたい!」と思う仲間が増えます。出会える場があれば、活動している人だけでなく関心がある人ともつながり、これからのまちづくりへとつながっていきます。

## ポイント③ つなかる

前計画では各種制度や組織の充実を中心に取り組んできましたが、第2次計画では、 市民一人ひとりの学びを促進するとともに、様々な制度や組織が効果的に活用されるよう見える化を図ることで、同様の悩みを持つ人や関心を持つ人等、多様な人がつながっていくという認識に立ち、協働のまちづくりが進むよう施策の展開を図ります。

### 5 さらなる充実のために、今後重点的に取り組む5項目

### 1. まちづくりの拠点となる(仮称)市民総合交流センターの設置・運用

草津市における市民の幅広い交流を促進し、地域の振興やまちの賑わいを創出するとともに、市民が創造的で多様な活動を展開できるよう(仮称)市民総合交流センターを設置し、協働のまちづくりの拠点として運用していきます。



### 2. 課題を共有し、つながる(仮称)お互いさまプロジェクト



新たに整備する(仮称)市民総合交流センターにて、まちづくりの 各主体が地域課題の解決を図るための"対話"による「意見交換の場」 となるラウンドテーブル(円卓会議)の手法をもって、フラットな立 場での意見交換を行い、課題解決の対応策や協働事業の実現を目指し ます。

### 3. 専門性を活かしてまちづくりを担う市民公益活動団体の支援

寄付制度や融資制度など活動団体の基盤や活動の強化等につながる 支援のあり方について研究を進めつつ、団体間のネットワークを通して 課題解決を目指す助成等についても中間支援組織等と連携しながら調 査研究を進め新たな補助制度の設計・運用に向けて検討していきます。



### 4. 協働のまちづくりを推進するための人材育成の充実



住民ニーズ、地域課題も多様化する中で、各主体が抱える担い手不足の解消を目的に市民対象の人材育成やリーダー育成の講座を実施し学べる場の提供等に努めるほか、地域の活動や協働の取り組みに関心があっても参加する機会がなかった市民や、勤労・子育て等で継続的な参加が難しいが意欲ある市民に対して啓発やPR活動を行いながら市民活動や協働の場への参加の機会を提供していきます。

### 5. 協働意識の醸成と組織体制の充実

市においては、まちづくりの各主体に関わりの深い担当部署が軸となって、協働事業を展開していますが、他部署においてもすべての職員が「協働」についての理解を深め、「協働」の視点に立った政策立案能力を養成できるよう、庁内横断的な組織体制の確立を進めます。



### 6 目指す姿



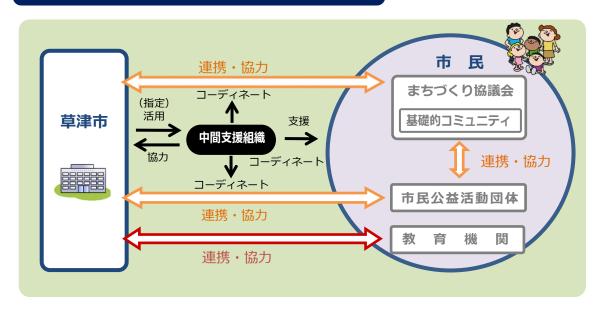
# みんなでつくる協働のまち草津 🛑



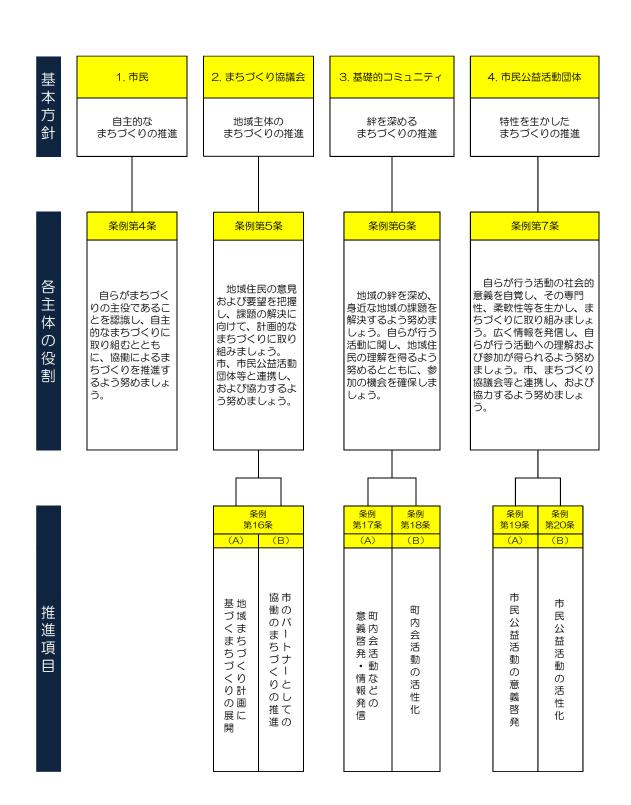
## ~ 多様な主体が 草津の力に ~

市の最上位計画である「草津市総合計画」を多様なまちづくりの主体と協働で進めるため、各主体の役割を明確にし、それぞれがまちづくりを行い、自分たちの力だけでは課題を解決できないものについては連携・協力し、住み良いまちを目指します。また、地域課題を他人事とせず、地域住民が支えあい、多様な主体が協働し、誰もが安心して暮らすことのできる「地域共生社会」を目指します。

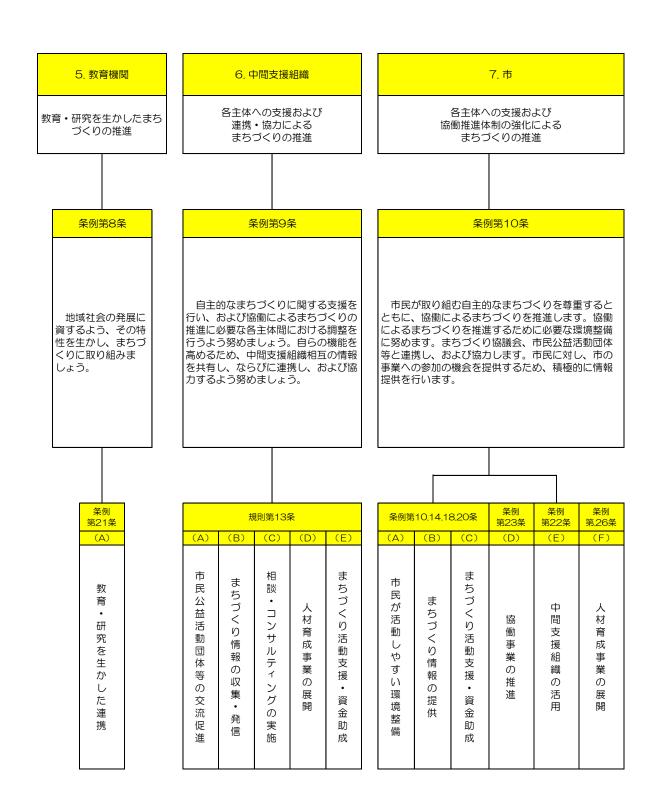
## 7 協働によるまちづくりに取り組むイメージ



# みんなでつくる 協働のまち草津



# ~ 多様な主体が 草津の力に ~



### 9 目標値の設定

### ◆市民の指標

① 市民主役のまちづくりが進んでいると思う 市民の割合【平成 25 年度 14.5%】

※市民意識調査より

現況 (平成30年度)

目標 (令和5年度)

18.2%



26.0%

② 地域の組織やグループ等に加入している市 民の割合【平成 25 年度 34.8%】

※市民意識調査より

参考 町内会加入率89.8%(平成30年度)

36.5% 40.0%

38%

50%

③ 審議会等の女性委員比率【平成 25 年度 39%】

※まちづくり協働課調査より

### ◆各主体の指標

① ラウンドテーブル年間開催数 ((仮称)市民総合交流センターにおいて実施予 定の新規事業) 現況 (平成30年度) 目標 (令和5年度)

\_



12 🗆

- ② 中間支援組織が開催する地域人材育成講座 の延べ受講者数
- ③ コミュニティ事業団が立ち上げから継続的に 相談・サポート等の支援をしている公益活動 団体数

758人



1,200人

3 団体



15 団体

### ◆行政の指標

現況 (平成30年度) 目標 (令和5年度)

① 協働における事業展開を行うべきと考えて いる職員の割合

※職員の恊働・市民参加に対する意識調査より

79%



90%

② 協働事業件数

(計画本文 P3「市民と行政の協働の領域」を 基に全事業がどの領域に該当するかを調査 し、「協働の範囲」との回答のあった事業件数)

307件



400件

### 10 まちづくりにおける各主体の施策展開

### 1. 市民

基本方針自主的なまちづくりの推進

<u>役割</u>自らがまちづくりの主役であることを認識し、自主的なまちづくりに取り組むとと もに、協働によるまちづくりを推進するよう努めましょう。

学ぶ	見える	つながる
・自己実現のための学び	・地域にある課題の可視化	・「対話の場」への参加
・地域のために役立つ学び	・制度や組織の活用	

### 2. まちづくり協議会

基本方針地域主体のまちづくりの推進

役割地域住民の意見およびニーズを把握し、課題の解決に向けて計画的なまちづくりに 取り組みましょう。市、市民公益活動団体等と連携・協力するよう努めましょう。

学ぶ	見える	つながる
・地域の現状や課題の把握 ・地域恊働合校の推進など による地域に開かれた学 びの推進	・取組を示した計画を策定 し、将来像を可視化 ・住民ニーズに合った取組	<ul><li>・地域まちづくりセンターを活動拠点として利用</li><li>・他の主体と連携・協力</li><li>・担い手の発掘</li></ul>

### 3. 基礎的コミュニティ

基本方針絆を深めるまちづくりの推進

役割地域の絆を深め、身近な地域の課題を解決するよう努めましょう。自らが行う活動に関し、地域住民の理解を得るよう努めるとともに、参加の機会を確保しましょう。

で学	見える	つながる
<ul><li>・地域の現状や課題の把握</li><li>・地域の事業が「楽しそう」 「参加してみよう」と思 えるような事業の検討</li></ul>	・分かりやすい情報発信 ・意見や思いの把握	・関心を持つ人を増やす取組 ・簡単な役割をお願いし関わ る人を増やす工夫の検討

### 4. 市民公益活動団体

基本方針特性を活かしたまちづくりの推進

<u>役割</u>自らが行う活動の社会的意義を自覚し、その専門性、柔軟性等を活かし、まちづくりに取り組みましょう。広く情報を発信し、自らが行う活動への理解および参加が得られるよう努めましょう。市、まちづくり協議会等と連携・協力するよう努めましょう。

学ぶ	見える	つながる
<ul><li>・団体の活動や役割の理解</li><li>・専門性やスキルの学習</li><li>・組織の基盤を強化</li></ul>	・分かりやすい情報発信・団体の持つ特性の活用	<ul><li>・関心を持つ人を増やす取組</li><li>・他の主体との関わり</li></ul>

### 5. 教育機関

基本方針教育・研究を活かしたまちづくりの推進

役割地域社会の発展に資するよう、その特性を活かし、まちづくりに取り組みましょう。

沙心	見える	つながる
・地域に関心が持てるよう	<ul><li>課題に対して、どのよう</li></ul>	・次世代への働きかけ
な取組や学びの提供	な物や知識の提供が可能	・他の主体との共同研究
• 地域協働合校の推進	か等の情報公開	• 学習機会の提供
		• 学べる社会の醸成

### 6. 中間支援組織

基本方針各主体への支援によるまちづくりの推進、組織の強化

役割自主的なまちづくりに関する支援を行い、および協働によるまちづくりの推進に必要な各主体間における調整を行うよう努めましょう。自らの機能を高めるため、中間支援組織相互の情報共有、連携および協力に努めましょう。

学ぶ	見える	つながる
<ul><li>まちづくりに関わるため や各主体を対象にした人 材育成に関する学びの場 の提供</li><li>組織マネジメント講座の 実施</li></ul>	・まちづくり活動や実務に役立つ情報を収集し、わかりやすく発信 ・市民がまちづくり活動に関心を持つきっかけとなるような情報発信 ・助成金制度や活動支援情報の充実やイベント備品貸与や活動機会の提供	<ul><li>・多様な団体が関わるためのきっかけづくりの事業展開</li><li>・人や団体等がつながるためのコーディネート</li><li>・中間支援組織同士で学習会などを行い、相互理解や中間支援力の向上</li></ul>

### 7. 市

基本方針各主体への支援によるまちづくりの推進、

協働推進体制の強化によるまちづくりの推進

<u>役割</u>市民が取り組む自主的なまちづくりを尊重するとともに、協働によるまちづくりを推進します。協働によるまちづくりを推進するために必要な環境整備に努めます。まちづくり協議会、市民公益活動団体等と連携・協力します。市民に対し、市の事業への参加の機会を提供するため、積極的に情報提供を行います。

学ぶ	見える	つながる
• 市民が活動しやすい環境	<ul><li>まちづくり情報や市民の</li></ul>	• 協働事業の推進
の整備	声の提供	・中間支援組織の活用
・人材育成事業の展開	<ul><li>まちづくり活動の支援や</li></ul>	・既存の様々な事業をつな
	資金助成	がる場の機会として活用

### 11 計画の推進と進捗管理

### 1. 計画の推進体制の整備

協働のまちづくりを実現するためには、推進計画をより実効性の高いものにすることが必要です。そこで、本市では市民と行政との協働のまちづくりを全庁的に推進するために、平成22年度から市長を本部長とし、各部局の長をメンバーとする「草津市協働のまちづくり推進本部会議」を設置しています。本部会議において、庁内の連携・調整を図るとともに、推進本部会議の下に総括副部長で構成する幹事会を設置し、協働のまちづくりを推進するための施策・システムなどを検討します。

### 2. 計画の進捗管理

本計画に示す施策を確実に実行していくためには、進行状況を定期的に点検し、適宜、作業手順の見直しなど、必要な措置を講じていくことが必要です。

このため、本計画では「Plan (計画)」、「Do (実施)」、「Check (評価)」、「Action (改善)」の一連の流れに沿った PDCA サイクルにより、効果的な進捗管理を行っていきます。

また、「Check(点検)」については、毎年度自己評価を行い、学識経験者、関係団体の代表者、公募市民から構成される「草津市協働のまちづくり・市民参加推進評価委員会」の意見を聴き、必要に応じて次年度の事業に反映していきます。